



# 宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 7 月 18 日 (火 曜 日) 第 424 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 1
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… ( “ ) 1
- 保安林の指定予定…………… (自然環境課) 2

頁

### 公 告

- 保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 2
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の占用を制限する区域の指定…………… ( “ ) 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 3
- 公共測量の実施の通知 (3件) …………… (管理課) 3
- 公共測量の終了の通知…………… ( “ ) 3
- 入札公告…………… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 536号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和5年7月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4560490106	カエル訪問看護ステーション	宮崎県日南市吾田東9丁目1番地30	カエル訪問看護ステーション合同会社	宮崎県日南市吾田東9丁目1番地30	令和5年6月1日	訪問看護

### 宮崎県告示第 537号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和5年7月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4560490106	カエル訪問看護ステーション	宮崎県日南市吾田東9丁目1番地30	カエル訪問看護ステーション合同会社	宮崎県日南市吾田東9丁目1番地30	令和5年6月1日	介護予防訪問看護

### 宮崎県告示第 538号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和5年7月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 業 務 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 者		廃 止 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570201220	公益財団法人ソーシャルサービス協会都城事業所 ヘルパーステーションカルナ	宮崎県都城市妻ヶ丘町19街区6号	公益財団法人ソーシャルサービス協会	東京都新宿区百人町4丁目7番地2号	令和5年2月28日	訪問介護

**宮崎県告示第 539号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字中ノ内7762、7764、7765

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字中ノ内7762・7764（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 540号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町長井字野鶴80-3、80-4、81-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字野鶴80-3・80-4・81-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 541号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年7月18日から同年8月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字尾崎289番8地先から同郡同村同大字同字289番124地先まで	旧	4.6～27.4	164.7
				新	4.6～33.4	164.7

**宮崎県告示第 542号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年7月18日から同年8月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字尾崎289番8地先から同郡同村同大字同字289番124地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮

設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年8月2日

宮崎県告示第 543号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要(メートル)		指 定年月日
			幅員	延長	
(高鍋) 2023- 1	株式会社 岩切建設 代表取締役 岩切洋	児湯郡高鍋町大字 北高鍋字今嶋3379 - 4	6.00	31.96	令和5 年7月 4日

公 告

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和5年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量(道路基準点測量)

2 作業地域

宮崎県都市高城町

3 作業期間

令和5年6月12日から令和5年7月28日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量(路線測量)

2 作業地域

宮崎県小林市野尻町東麓

3 作業期間

令和5年6月29日から令和6年3月31日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、防衛省熊本防衛支局長から次のとおり通知があった。

令和5年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量(基準点測量)

2 作業地域

宮崎県串間市(高畑山分屯地内)

3 作業期間

令和5年7月10日から令和5年8月30日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量(用地測量)

2 作業地域

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字下合戦

3 作業終了日

令和5年6月22日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 交通切符等業務管理システムの賃貸借及び保守
- (2) 借入物品及び数量 交通切符等業務管理システム一式
- (3) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで
- (5) 納入場所 仕様書のとおり
- (6) 要求所属 宮崎県警察本部交通部交通指導課 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
- (7) 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料を含む)の1月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和5年宮崎県告示第120号に規定する資格を有する者であること。

- (2) 過去に、全国警察に交通切符等業務管理システム等と同等以上のシステムを納入及び運用した実績を有する者であること。
- (3) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (4) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (5) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (6) 納入する物品を第三者をして貸し付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸し付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(3)～(5)を履行できる者と共同して当該物品を貸し付けることが可能であることを証明した者であること。
- (7) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- 4 入札参加資格等の審査
- 入札に参加しようとする者は、競争入札参加申請書（別記様式1）に必要書類を添付して、令和5年8月25日（金）午後5時までに下記13の場所に提出しなければならない。
- 提出方法については、持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）により提出（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）すること。
- 入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。
- なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。
- 5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法
- 3(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所
- 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間
- 令和5年7月18日（火）から令和5年8月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
- なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは

- 、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 6 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
- (2) 期間 令和5年7月18日（火）から令和5年8月28日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和5年7月18日（火）から令和5年8月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- ※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。
- 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号
- (2) 期限 令和5年8月29日（火）午前11時 ※送付にあっては、下記13の場所に令和5年8月28日（月）午後5時必着とする。
- (3) 方法 持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）
- 9 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室
- (2) 日時 令和5年8月29日（火）午前11時
- 10 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 11 入札の無効に関する事項
- 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 12 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 13 契約に関する事務を担当する部局
- 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 15 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 16 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lease of the Traffic ticket business management System and the Maintenance, 1 sets
- (2) Time-limit for tender: 11:00 a.m. 29 August, 2023 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 28 August, 2023)
- (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110